

京都市告示第554号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月19日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用廃止の期日 告示の日

路線名	供用廃止の区間	備考
西京極58号線	右京区西京極南方町57番地の2地先から 同区西京極芝ノ下町29番地の1地先まで	路線の一部

(建設局土木管理部道路明示課)